

新型コロナウイルスに係る保険料免除について

建設連合国民健康保険組合では、新型コロナウイルス感染症により、**重度の治療状態になった組合員の世帯の保険料を免除します。**

1. 対象は㊦・㊧のいずれかに該当された世帯

- ㊦ 組合員が人工呼吸器を装着し集中治療を受けるなど、重度の治療状態になった。
- ㊧ 組合員が1か月程度の治療を有すると認められた。

2. 必要書類

上記の1の内容が記載された**医師の診断書**(コピー可)です。

3. 免除対象となる期間と免除される保険料

- ㊦ 対象となる保険料は令和2年2月～令和3年9月分の期間に係るものです。
- ㊧ このうち免除される保険料は診断書の治療開始日の月から3か月分です。
※ 開始日の月が令和3年8月の場合は2か月分。令和3年9月は1か月分です。

4. 申請方法

所属する支部より「国民健康保険料免除申請書」をもらい、必要事項をご記入のうえ、2の診断書を添付して提出してください。

5. 納付済の保険料

既に納められた保険料の扱いは、所属する支部に相談してください。

6. 申請期限

令和4年2月28日(月)までに所属する支部に申請してください。

連絡先: 所属する支部
又は本部(本部フリーダイヤル 0120-56-1501)